

子供と女性のセーフティニュース

～子供・女性を狙った性的犯罪等の発生状況と防犯対策～

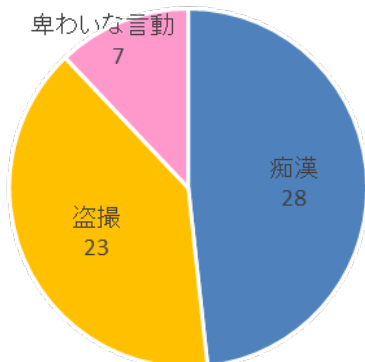
令和5年7月号「阪神版」

【女性に対する盗撮・痴漢・卑わいな言動の認知状況について】

本年6月末、阪神方面において女性に対する迷惑防止条例（盗撮、痴漢、卑わいな言動）が **58件** 発生しています！

※ 卑わいな言動とは、「いやらしい内容の声掛け」「スカートめくり」「わいせつな動画を見せつける行為」等のことです。

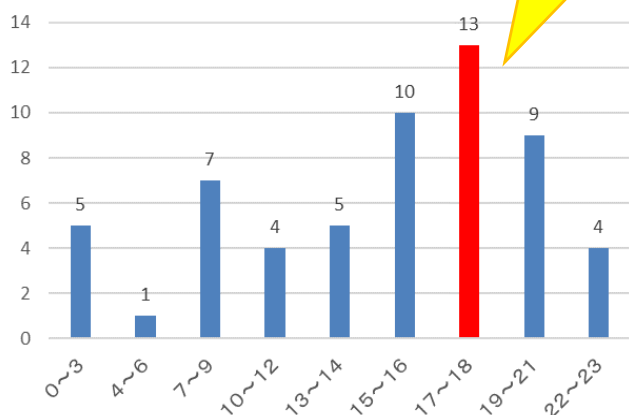
〈内訳〉



被害に遭われたときは、大声を出したり、防犯ブザーや防犯アプリを使用するなど、周りの人に助けを求めましょう。

〈時間帯別〉

帰宅時間帯の発生が多い！



～ 事例 ～

- 女性が通行中、追い抜き様に身体を触られた。
- 女性が買い物中、後ろからスマートフォンを差し入れられた。
- 家人が脱衣中、脱衣場の窓からスマートフォンを向けられた。
- 女性が通行中、卑わいな言葉を掛けるなど、しつこく言い寄ってきた。

新しい法律が施行されました！

刑法の一部改正により、
「不同意わいせつ罪」

6ヶ月以上10年以下の懲役に該当する可能性も！

痴漢は犯罪です！

「性的姿態等撮影罪」が新設され
正当な理由なく、ひそかに性的な
部位・下着等を撮影すれば、

3年以下の拘禁刑または
300万円以下の罰金

NO！盗撮！

被害に遭ったり、被害を見たときは、ためらわずに110番通報！！

※ グラフの数値は、生活安全特別捜査隊が独自調査したもので、犯罪統計の数値とは異なります。また、今回の数値は、令和5年1月～6月中に認知した20歳以上の女性に対する迷惑防止条例違反の件数です。

